

第3回芳賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月21日（金） 午後2時00分

2. 開催場所 芳賀町役場 3階 中会議室

3. 出席委員

農業委員	農地利用最適化推進委員
1番 小林 広美	金田 正 岡田 毅
2番 大根田 源一	岩崎 進 阿久津 正好
3番 酒井 和夫	手塚 孝夫
5番 黒崎 陽子	直井 純一
6番 綱川 祥史	小林 康男
7番 岩村 隆	酒井 紀之
8番 小林 芳晴	黒崎 文雄
9番 阿久津 信市	大林 厚雄
10番 小林 峰子	鈴木 省一
11番 黒崎 俊行	菊地 方敏

4. 欠席農業委員 1人

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	大塚 英樹
事務局係長	中澤 美智子
主任主査	大岡 久美子
主査	山口 剛史
公社係長	水沼 和子

6. 議事日程

議案第16号 農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について
議案第17号 農地の転用許可申請に対する意見決定について
議案第18号 農用地利用集積計画の決定について
議案第19号 農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第20号 最適化活動の目標の設定等について
報告第4号 農地法第18条の解約通知について

令和7年第3回農業委員会 総会

○開会	
議長	<p>ただ今から、令和7年第3回芳賀町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>芳賀町農業委員会会議規則第4条の規定により、黒崎 浩委員から欠席届が出ておりますので、ただ今の出席委員は10人です。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員は、9番 阿久津 信市委員、10番 小林 峰子委員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なしの声あり)
議長	異議がないようですので、議事録署名委員は、両委員に決定いたしました。
○議案第16号	
議長	それでは、ただ今から、議案第16号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第16号 農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について</p> <p>次のとおり農地法第3条の規定に基づく農地の所有権移転許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。</p> <p>【議案第16号 所有権移転許可申請 8番から11番について説明】</p>
議長	<p>以上で事務局の説明を終わります。</p> <p>続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。</p> <p>8番について、西水沼・北長島地区 岡田 毅推進委員お願いします。</p>
西水沼地区 推進委員	はい、西水沼・北長島の岡田です。議案第16号、8番についてご説明させていただきます。この申請について、付属資料の1、2ページをご覧ください。この案件については、西水沼で1か所、与能で2か所、売買による所有権移転を行うものです。譲渡人は、総会資料のとおり3人の共有名義であり、その3人はいずれも芳賀町には住んでおらず、農地の処分を検討し、買ってくれる方を探していたところ、■さんが買い受けてくれると合意したそうです。譲受人の適格性は、言うまでもありません。皆さまの慎重なご審議をよろしくお願いいたします。
議長	6番 綱川 祥史委員、ほかに意見があればお願いします。
6番委員	はい、6番の綱川です。先ほど岡田さんの説明のとおり、何ら問題のない案件だと思われませんが、慎重なご審議の方、よろしくお願いいたします。
議長	9番について、与能地区 直井 純一推進委員お願いします。
与能地区 推進委員	はい、与能の推進委員の直井です。9番の案件について説明します。ご案内のように、こちらは兄弟3人の名義になっており、■市や■県、そして■県に住んでおられて、耕作困難ということで、賃貸契約を結んでいるところでございます。今回、はじめをつけてすっきりしたいということで、耕作者の■さんに売買契約を申し入れたところ、■さんはこの他にも何筆か耕作しているわけですが、この筆に限ってですね、売買が成立したということでございます。■さんは優秀な方で専業農家でございます、何ら問題はないかと思いますが、皆さまのご審議をいただきまして、決定をしていただければと思っております。以上です。
議長	2番 大根田 源一委員、ほかに意見があればお願いします。
2番委員	はい、2番の大根田です。議案番号9番について、内容的には直井推進委員さんの説明のとおりでございます。問題はないと思われませんが、皆さまの公平なご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	10番について、西高橋地区 阿久津 正好推進委員お願いします。

西高橋地区
推進委員

はい、西高橋・打越新田の阿久津です。10番について説明します。付属資料の6ページから10ページをご覧ください。先ほど事務局の方からも説明があったとおり、譲渡人の■さんは、■の経営者であり、自分の経営する法人に譲り渡すということでもありますので、特に問題はないと思います。慎重なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

こちらの地区の担当は私ですので、私から意見を述べさせていただきます。
ただ今、阿久津推進委員及び事務局の言われたとおりであり、何ら問題ないと思われませんが、皆様の慎重なる審議をよろしくお願いいたします。

議長

11番について、祖母井地区 金田 正推進委員お願いします。

祖母井地区
推進委員

はい、祖母井地区の金田です。11番について、ご説明いたします。譲渡人の■さんは、■市在住で耕作困難ということで、現在の耕作者の■さんに売買したいということでの申請となります。■さんは、先祖代々米農家をやっている方ですので、何ら問題ないと思います。皆さまの慎重なるご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長

1番 小林 広美委員、ほかに意見があればお願いします。

1番委員

はい、1番小林です。金田推進委員さんの説明のとおり、何ら問題ないかと思われませんが、皆様方の慎重なるご審議よろしくお願いいたします。

議長

以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。
次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。
続いて採決に入ります。
議案第16号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。

委員

(全員起立)

議長

起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり許可することで決定しました。

○議案第17号

議長

続きまして、議案第17号「農地の転用許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第17号 農地の転用許可申請に対する意見決定について
次のとおり農地法第5条の規定に基づく農地の転用許可申請があったので、その意見決定について審議するものとする。

【議案第17号 転用許可申請 2番について説明】

議長

以上で事務局の説明を終わります。
続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。
2番について、下高根沢地区 酒井 紀之推進委員お願いします。

下高根沢地区
推進委員

はい、下高の酒井です。議案第17号の2の案件ですが、2月の委員会で非農地証明が出ていた場所です。付属資料の13から16ページに書いてあります。お目通しください。家を建てるということで、特段問題はないと思われませんが、皆さまの慎重なる審議よろしくお願いいたします。

議長

5番 黒崎 陽子委員、ほかに意見があればお願いします。

5番委員

5番黒崎です。酒井推進委員の言われたとおり、問題はないと思われしますので、慎重なご審議よろしくお願いいたします。

議長 以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。
次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。
続いて採決に入ります。
議案第17号について、許可相当と意見を付すことに賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第17号は許可相当と意見を付すことで決定しました。

○議案第18号

議長 続きまして、議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
ここで、芳賀町農業委員会等に関する法律第31条の規定により、10番 小林 峰子委員が退席となります。

(小林委員退席)

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第18号 農用地利用集積計画の決定について
次のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、町から計画の決定を求められたので、審議するものとする。

次の5ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表、公告予定年月日 令和7年3月24日、利用権設定等の面積104,496平方メートル、令和7年中の累計286,991.28平方メートル。詳細は、6ページから9ページとなります。お目通しをお願いします。以上です。

議長 以上で事務局の説明を終わります。それでは、ただ今から2分間お目通しをお願いします。

委員 (審査)

議長 審査を終わります。続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。

委員 (意見なし)

議長 意見がないようですので、質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。
続いて採決に入ります。
議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり決定しました。
小林委員の入場をお願いします。

(小林委員着席)

○議案第19号

議長 続きまして、議案第19号「農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条の規定により、私、黒崎が退席となります。よって、進行を酒井職務代理と交代いたします。

(黒崎会長退席)

職務代理 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 議案第19号 農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)
次のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、町から計画の決定を求められたので、審議するものとする。

14ページの下の表をご覧ください。公告予定年月日 令和7年3月21日、利用権設定等の面積 145,987平方メートル、令和7年中の累計351,740平方メートル。詳細は、11から14ページとなります。お目通しをお願いします。以上です。

職務代理 はい、ではただ今から2分間審査をお願いします。

委員 (審査)

職務代理 審査を終わります。続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。

委員 (意見なし)

職務代理 ないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

職務代理 質疑がないようですので、質疑を終わります。
続いて採決に入ります。
議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

職務代理 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり決定しました。
黒崎会長の入場をお願いします。ここで、進行を代わります。

(黒崎会長着席)

○議案第20号

議長 続きます。追加議案として上程されました、議案第20号「最適化活動の設定等について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第20号 最適化活動の目標の設定等について
別紙のとおり、令和7年度における農地等の利用の最適化の推進に係る活動の目標の設定等について、審議するものとする。

事務局 【議案第20号 最適化活動の目標の設定等について説明】

議長 以上で事務局の説明を終わります。それでは、ただ今から2分間お目通しをお願いします。

委員 (審査)

議長 審査を終わります。続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。

委員 (意見なし)

議長	意見がないようですので、質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり決定することで可決しました。
○報告第4号	
議長	続きまして、報告第4号「農地法第18条の解約通知について」を報告いたします。事務局の朗読をお願いします。
事務局	報告第4号 農地法第18条の解約通知について 次のとおり農地法第18条の規定に基づく、農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。 詳細は、16ページから18ページとなります。お目通しをお願いします。以上です。
議長	これで、今総会に付された案件の審議は、すべて終了しました。 これをもって、令和7年第3回芳賀町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。 <p style="text-align: right;">(閉会午後2時40分)</p>